

特別養護老人ホーム東総園指定居宅介護支援事業 所運営規程

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム東総園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年千葉県条例第2号）に基づく管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態にある要援護者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業は、事業所の介護支援専門員等により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定サービス事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム東総園

(2) 所在地 千葉県旭市イの1326番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 1 人 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

(2) 介護支援専門員 1 人以上（常勤換算方法） 指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 12 月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日は除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、電話等の手段により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第 6 条 管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならない。

2 管理者は、被保険者の介護認定の確認に当たっては、その者の提示する被保険者証によるものとし、要介護認定を受けたものである場合には、被保険者資格と要介護認定又は要支援認定の有無、認定区分及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

3 事業所は、要介護認定調査の委託を受けた場合には、調査の留意事項に精通した者により公正かつ中立で、正確な調査を行うものとする。

4 事業所は、要介護認定を受けた者等の更新申請において、現在の要介護認定等の有効期限が満了する 1 か月前からできるように必要な支援をするものとする。

5 事業所は、要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を、被保険者及びその家族の意思を尊重して総合的かつ効果的なものとなるよう行い、医療保健サービス及び福祉サービス等の様々なサービスを、サービス事業者等と連携し、被保険者の承認を得て行うものとする。

6 事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。ただし、サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護認定等の程度を増進させたと認めるとき、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときはこの限りでない。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者のサービス利用等に関する相談は、事業所相談室への来所及び電話等によるもののほか、居宅訪問により行う。
- (2) 利用者からの相談に、その利用者の持つ課題に適したサービスの提供が可能となるよう、次の各号に掲げる要領により、居宅介護（支援）サービス計画を作成するものとする。

ア 事業所は、居宅介護サービス計画の作成に当たっては、利用者及びその家族に対し、その地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容及び利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択をすることが可能となるように支援する。

イ 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当たって利用者の有している能力及び提供を受けているサービス等、その置かれている環境等が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

ウ 居宅介護（支援）サービス計画の原案は、利用者及びその家族が指定した場所において、サービスの希望及び利用者について把握された課題に基づき、その地域における介護給付の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成期間及びサービスを提供する上での留意点を盛り込んだ内容でなければならない。

エ 事業所は、以下の課題分析票を使用して居宅介護（支援）サービス計画を作成するものとする。

(ア) 居宅サービス計画ガイドライン

(イ) 社会福祉士会方式

(ウ) その他の方式

オ 介護支援専門員は、居宅介護（支援）サービス計画の原案に位置づけられたサービス担当者から、会議を招集すること等により、その居宅介護（支援）サービス計画の内容について専門的な見地意見を求めるものとする。この場合において、サービス事業者とのサービス担当者会議の開催場所は、事業所内会議室とし、遠隔地間におけるサービス担当者会議は、電子メール等により行うことができるものとする。

カ 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得るものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅介護（支援）サービス計画の作成後においては、利用者及びその家族並びに指定居宅介護（支援）サービス計画事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅介護（支援）サービス計画の実施状況の把握を行うとともに利用者の課題評価を行い、必要に応じて居宅介護（支援）サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。

(4) 介護支援専門員による居宅訪問の頻度については、支援の必要に応じて頻繁に行い、常に状態把握が可能な頻度を保つものとし、具体的頻度は、1か月に1回以上とする。この場合において、その訪問の結果を1か月に1回記録するものとする。

(5) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭市の区域とする。

(利用料等)

第9条 居宅介護（支援）サービス計画費は、厚生労働大臣の定める介護報酬に基づく利用料とする。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅訪問に係る介護支援専門員の移動に要する経費は、これを徴収しない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 管理者は、事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の質の向上を図るための研修の機会を次の各号に掲げるとおり設けるとともに、業務体制の執行について検証し整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年4回

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持しなければならない。

3 管理者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持さ

せるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としなければならない。

- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。
- 5 事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録の整備を行い、居宅介護（支援）サービス計画、サービス担当者会議その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を、完結の日から2年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。